

増改築等の事前相談のお願い

建物の増改築等の際は、事前に管轄の消防署に相談していただきますようお願いいたします。

消防設備は、建物の用途、面積、構造などに応じ、一定の基準に従って設置することが義務付けられています。

しかしながら、昨今の消防の立入検査において、建物の増改築や用途変更などに伴って、必要となる消防設備が、法令に基づいて設置されることなく、違反状態となっているケースが見つっています。

この原因の一つとして、建物の増改築等に伴う消防設備の必要性が、関係者の皆様に十分ご理解いただいていることが考えられています。

このような状態にならないように、消防では増改築等の際に、関係者の皆様のご相談に応じておりますので、積極的なご活用をお願いいたします。



(例えば)

- ・建物の窓をふさいだことにより、屋内消火栓設備やスプリンクラー設備の設置義務が発生した。
- ・事務所から飲食店に用途を変更し、自動火災報知設備の設置義務が発生した。



自動火災報知設備

管轄消防署



- 大淀川より北側にある建物は、『北消防署』の管轄です。
- 大淀川より南側にある建物は、『南消防署』の管轄です。



問い合わせ先

北消防署予防査察係 電話 32-4667

南消防署予防査察係 電話 53-0033

消防局予防課 電話 32-4904